お電話・タブレット端末等でご契約いただいたお客様へ

ご契約内容のご確認をお願いします。



CBM

お電話・タブレット端末等でお申込みいただいた内容が、保険契約継続証(または保険証券)等に記載されている内容と相違がないかご確認ください。

また、下記のポイントをご参照いただき、お申込みいただいた内容がお客様のご意向や事実と相違がないか、今一度ご確認ください。

万が一相違がある場合は、至急、保険契約継続証(または保険証券)等に記載の連絡先(ご契約の代理店または東京海上日動)までお問い合わせください。



ご契約内容確認の主なポイント

ポイント

保険期間、保険料のお支払内容、特約等をご確認いただきましたか?

保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

TOtal assist 超保険(新総合保険)

TOEDNAME NCHIDO

▲上記タイトルのページについてご確認ください。

ポイント 2

ご家族の**お名前、ご住所、生年月日、年齢、性別**は、 正しく記載されていますか? 保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

ご家族情報

▲上記タイトルのページについてご確認ください。

ポイント 3 ご契約内容に応じて以下の各補償についてご確認ください。

〈住まいに関する補償についてのご確認事項〉

- ①保険の対象となる建物や家財等の所有者は、正しく記載されていますか?
- ②保険の対象となる建物(または家財等を収容する建物)の**建築年月*1、所在地、物件種別、構造、建物区分*1、区分所有建物区分*1、住居区分***1は正しく記載されていますか?
 - なお、建築年月については裏面<建築年月について>をご参照ください。 *1 総合補償条項の場合は、記載しておりません。
- ③保険の対象となる建物の**評価額**は、正しく記載されていますか?(評価額に土地代が含まれていないかご確認ください。)評価方法が「新築費単価法」または「その他」の場合、特にご注意ください。
- ④住まいの補償、地震保険に**適用可能な割引**は、正しく記載されていますか?
- ⑤保険の対象、支払限度額(保険金額)、特約も含めた補償の内容(免責金額を含む) は、お客様のご意向に沿ったものですか?

また、家財口数の設定が過大でないかご確認いただきましたか?

特に、下記の場合は補償を限定した内容になっていますのでご注意ください。

- ※水災縮小支払特約(一部定率払)をセットしている場合、水災の保険金支払額は損害割合に応じて算出方法が異なります。詳細は重要事項説明書をご覧ください。
- ※風災、雹(ひょう)災、雪災および盗難・水濡(ぬ)れ等の免責金額は、他の補償より高額に設定されている場合があります。
- ⑥地震保険のご加入の有無、ご加入の場合はご契約内容及びご契約の対象が居住 用建物または家財(高額貴金属等を除く)であることをご確認いただきましたか?

保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

住まいに関する補償

▲上記タイトルのページについてご確認ください。

〈自動車に関する補償についてのご確認事項〉

- ①**記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)**の情報*²は、正しく記載されていますか?なお、弊社が承ったお客様のご意向については「その他特約等」欄をご確認ください。
- ②ご契約のお車の情報およびその**使用目的*3**、ご契約に**適用可能な割引**は正しく記載されていますか?始期日時点でお車は実在しており、かつ変更はありませんか?始期日時点で自動車検査証は有効ですか?*4
- ③補償内容はご希望どおりですか?(特に、運転者の範囲·年齢条件、車両保険のご契約条件*5)
- ④保険金額、特約も含めた補償の内容をご確認いただきましたか?
- *2 二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車以外の場合は、**免許証の種類** (**色**)を必ずご確認ください。
- *3 二輪自動車・一般原動機付自転車・特定小型原動機付自転車以外の場合は、必ずご確認く ださい。
- *4 車検の対象となるお車に限りご確認ください。
- *5 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたご契約のお車の損害に対しては、この損害を補償する特約をセットしないかぎり保険金をお支払いできません。一部のご契約を除き、この損害に対して一時金をお支払いする特約をセットできますので、この特約の有無についてもご確認ください。

保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

自動車に関する補償

▲上記タイトルのページについてご確認ください。

ご契約内容確認の主なポイント

ポイント 3 の続き

〈携行品・賠償・費用に関する補償についてのご確認事項〉

保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

- ①被保険者(補償を受けられる方)は、正しく記載されていますか?
- ②保険金額を含めた補償の詳細をご確認いただきましたか?

携行品・賠償・費用に関する補償

▲上記タイトルのページについてご確認ください。

〈からだに関する補償についてのご確認事項〉

保険契約継続証(または保険証券)等の対象となるページ

- ①補償内容はお客様のご意向に沿ったものですか?(【傷害定額】ケガで死亡された場合や後遺障害となられた場合、入院や通院をされた場合等の補償。【収入補償】所定のケガや病気により就業不能になった場合等の補償。【介護補償】所定の要介護状態になった場合の補償。【所得補償】ケガまたは病気により就業不能になった場合の補償。)
- ②被保険者(保険の対象となる方)は、正しく記載されていますか?
- ③保険金額、特約も含めた補償の内容をご確認いただきましたか?



以下の追加告知事項等について、ご確認いただきましたか?

- ①住まいに関する補償がある場合:保険の対象となる建物等について他の保険契約等(同時に申し込む契約を含みます)がありますか?
- ②自動車に関する補償がある場合:ご契約者が所有かつ使用されているお車で、自動車保険(任意保険)をご契約のものが、10台以上ありますか?(他損保でのご契約分を含む。)
- ③自動車に関する補償がある場合: ご契約のお車を同一とする他の自動車保険契約または共済契約(同時に申し込む契約を含みます) がありますか?
- ④携行品・賠償・費用に関する補償がある場合:他の保険契約等(同時に申し込む契約を含みます)がありますか?
- ⑤からだに関する補償がある場合:保険の対象となる方について他の保険契約等(同時に申し込む契約を含みます)がありますか?
- ⑥類焼損害補償特約、人身傷害乗用具事故補償特約、ファミリーバイク特約、携行品特約、個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任・修理費用補償特約、弁護士費用特約(日常・自動車・人格権型)(弁護士費用等補償特約(日常生活・人格権侵害等))、救援者費用等補償特約*1、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約をご契約される場合で、補償を受けられる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約の要否をご検討ください。
- *1 2025年9月30日以前始期のご契約にのみ、本特約をセットいただけます。

<建築年月について>

建物を保険の対象とするご契約の場合、「建築年月」から「保険始期年月」までの築年数に応じて、保険料が異なります。建築年月に「建物完成年月」(建物の建築工事が完了した年月)が記載されていることをご確認ください。

「建築確認年月」(住宅着工前に、行政による建築基準法令への適合が確認された年月)を建築年月としてご契約いただくことも可能ですが、 「建物完成年月」を設定いただいた方が保険料が安くなる場合があります。

ポイント 4

※保険契約継続証(または保険証券)等の各補償のページの「保険約款」欄に「総合補償条項」と表示がある補償については、当該 補償を初めてご契約いただいた際にご確認いただいておりますので、 ******40のご確認は不要です。

重要事項説明書についてご確認ください。*2

(特に、●割引制度、●保険金をお支払いしない主な場合、●告知義務、●通知義務等、●補償の重複に関するご注意*3 についてご確認 ください。)

- *2 重要事項説明書がお手元にない場合は、保険契約継続証(または保険証券)等に記載の連絡先(ご契約の代理店または東京海上日動)までお問い合わせください。
- *3 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※保険契約継続証(または保険証券)等の表紙左下には、お電話等によるお申込み受付日、受付担当者(東京海上日動の保険募集人)を記載しております。